

# 山口県報

令和6年  
2月6日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 土砂災害警戒区域の指定の解除(三件)(砂防課).....一
  - 土砂災害警戒区域の指定(二件)(砂防課).....二
  - 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(三件)(砂防課).....二
  - 土砂災害特別警戒区域の指定(二件)(砂防課).....三
  - 県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定業務の種類等(会計課).....四
  - 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等(物品管理課).....四
- 公告
  - 林業種苗生産事業者講習会の開催(森林整備課).....五
  - 特定開発行為に関する対策工事等の完了(砂防課).....五
- 選管告示
  - 個人演説会等を開催することができうる施設.....六
  - 個人演説会等を開催することができうる施設に関する告示の一部改正.....六
  - 個人演説会等を開催することができうる施設に関する告示の廃止.....六
  - 不在者投票のできる老人ホームの指定.....六
- 公安委公告
  - 一般競争入札の実施.....六



### 山口県告示第二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第三百五十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年二月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称  
豊北町神田(一)(42)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第二百六十六号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年二月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称  
長府松小田北町(一)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百九十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

平田(一)(42)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和六年二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

長府松小田北町(一)、豊北町神田(一)(42)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和六年二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

平田(一)(42)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第三百五十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

豊北町神田(一)(42)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百六十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

長府松小田北町(一)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百九十四号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

平田(一)(42)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和六年二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

長府松小田北町(一)(1)、豊北町神田(一)(42)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和六年二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

平田(一)42

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第三十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七條の五第一項及び第六百六十七條の十一第二項の規定により、令和六年度において県が発注する業務(県庁舎等の清掃に係るものを除く。)の委託契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)及び調達する特定役務の種類等について、次のとおり定めた。

令和六年二月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第六百六十七條の四(政令第六百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で業務の委託の特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二 調達する特定役務の種類

調達する特定役務の種類は、自動車税種別割納税通知書等作成業務、環境放射線監視システム更新業務、漁業取締船せきしよの定期検査業務、周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務、企業局財務会計・予算編成システム再構築業務、警察用ヘリコプターの整備及び耐空証明検査業務並びに警察用ヘリコプターのエンジンのオーバーホール業務とする。

三 その他

(一) 競争入札参加資格の審査の申請及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和四年山口県告示第七十九号)に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

(二) 競争入札参加資格に関する文書は、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)のホームページ(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/160/158716.html>)において公開するほか、山口県総務部管財課、山口県会計管理局会計課、山口県会計管理局物品管理課、岩国県民局、柳井県民局、周南県民局、山口県民局、宇部県民局、下関県民局、萩県民局、山口県美祢農林水産事務所、防府土木建築事務所及び長門土木建築事務所において配布する。

### 山口県告示第三十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七條の五第一項及び第六百六十七條の十一第二項の規定により、令和六年度において県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)及び調達する物品等の種類等について、次のとおり定めた。

令和六年二月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第六百六十七條の四(政令第六百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格を有するものとする。

二 調達する物品等の種類

調達する物品等の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

契約の種類	調 達 する 物 品 等 の 種 類
物品等の買入れ及び借入れ	電気 税務システム用機器 税務システム用サーバ 除雪車 県立学校 ネットワーク用端末周辺機器 ガソリン 交通信号灯器 映像解析等支 援システム 警察情報ネットワーク端末装置 運転免許証作成システム 警察情報通信ネットワークシステム回線接続機器 電子申請用ネット ワークシステム 指紋自動識別システム

三 その他

(一) 競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき競争入札参加資格を有する者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

(二) 競争入札参加資格に関する文書は、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三―九三三―三九六〇）のホームページ（<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/160/158716.html>）において公開するほか、山口県総務部管財課、山口県会計管理局会計課、山口県会計管理局物品管理課、岩国県民局、柳井県民局、周南県民局、山口県民局、宇部県民局、下関県民局、萩県民局、山口県美祢農林水産事務所、防府土木建築事務所及び長門土木建築事務所において配布する。



(一八) 林業種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催します。

令和六年二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習の対象となる者

林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時

令和六年三月十二日（火曜日）午前九時から

(二) 場所

防府市牟礼一〇三二八 山口県農林総合技術センター農林業技術部

三 講習の科目及び時間

科 目	時 間
種苗に関する法令	二 時
種苗の産地及び系統	二 時
種苗の生産技術	二 時

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則（昭和四十六年山口県規則第五号）第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万五千四百十円に相当する山口県収入証紙を貼って、住所を所管する農林水産事務所又は農林事務所の長を経由して知事に提出すること。

五 受講申込書の提出期限

令和六年三月五日（火曜日）

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課（電話〇八三―九三三―三四八五）又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所にすること。

(一九) 特定開発行為に関する対策工事等の完了

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十八条第三項の規定により、特定開発行為に関する対策工事等の完了を次のとおり公告します。

令和六年二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

岩国市平田五丁目

二 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名  
岩国市南岩国町二丁目七八番三三一一号  
有限会社シー・エス・ジェイ



山口県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

令和六年二月六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日  
伊陸地区体育館 柳井市伊陸一二四四二の七 令和六、一、九

山口県選挙管理委員会告示第六号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成二十五年山口県選挙管理委員会告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

令和六年二月六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

「神西地区体育館」を  
「神代四一一〇」を  
「」を  
削る。

山口県選挙管理委員会告示第七号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成十九年山口県選挙管理委員会告示第十八号）は、廃止する。

令和六年二月六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

山口県選挙管理委員会告示第八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

令和六年二月六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日  
地域密着型特別養護老人ホーム光富士白苑四季の風 光市光ヶ丘四の二 令和六、一、二六



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和六年二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称  
ガソリン

(二) 物品等の予定数量  
二百五十四キロリットル

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和四年山口県告示第七十九号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和六年山口県告示第三十七号)に基づく資格審査において、石油について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和六年二月七日から同年三月二十二日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

入札金額は、一リットル当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

令和六年三月二十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和六年三月二十二日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階研修室

(二) 日時

令和六年三月二十二日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号) 第一百五十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和六年三月十一日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部会計課(電話〇八三一九三三三〇一一〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and planned quantity of the products to be purchased: Approximately 254 kiloliters of regular gasoline

- (3) Delivery period : From April 1, 2024 to March 31, 2025
- (4) Delivery place: Place designated by person in charge of the contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
- (6) Deadline for tender submission : 5 : 15 P.M. March 21, 2024 (If brought in person : 11 : 00 A.M. March 22, 2024)

令和六年二月六日印刷  
令和六年二月六日発行

発行人所

山口県知事庁